たかやま労基署だより（R5.07） 高山労働基準監督署

改正労働安全衛生法について

1　一側足場の使用範囲を明確化

主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している（※）ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が１メートル以上の場所）においては本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。
施行日：令和６年４月１日

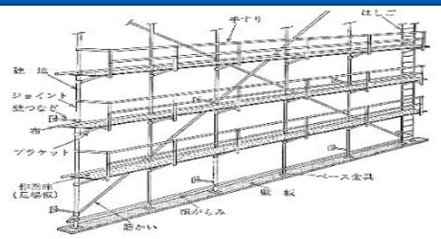

一側足場の例（（一社）仮設工業会より提供

本足場を使用することが困難なときの例（足場を設ける箇所に障害物がある場合）

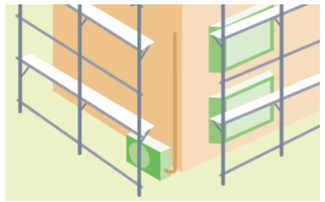

（※）令和元年～３年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、８件が一側足場からのもの。

2　昇降設備の設置が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量５トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量５トン以上の貨物自動車から、２トン以上のものに拡大するもの。施行日：令和5年10月１日

昇降設備の例

3　テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59 条第３項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。施行日：令和６年２月１日

※　併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計４時間）及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（２時間））を新たに規定するもの。

テールゲートリフターの例
※「パワーゲート」「テールリフト」等、メーカーごとに商品名が異なることに注意

令和5年の労働災害発生状況について（６月末）

主要産業の死傷者数

注1）カッコ内は死亡者数 注2）死傷者数は休業4日以上のもの

	令和5年		令和4年		令和3年（参考）		対前年比 増減数、増減率	
全産業	75	(1)	86	(1)	59	(1)	-11	-12.8%
製造業	23	(1)	16		16		7	43.8%
建設業	11		14	(1)	14	(1)	-3	-21.4%
運送業	2		6		4		-4	-66.7%
林業	5		7		1		-2	-28.6%
小売業	3		13		6		-10	-76.9%
社福祉	7		5		5		2	40.0%
旅館業	7		6		3		1	16.7%
その他	17		19		10		-2	-10.5%

※全産業の死傷者数75人には新型コロナ感染者数4人が含まれています。

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりが重要です!

背景・現状

●2050年までに地域を支える現役世代（15-64歳）は47万人減少、０-14歳は11万人減少し、65歳以上の割合が上昇する。
●労働災害による休業４日以上の死傷者数（年代別）のうち60歳以上の労働者の占める割合が最も高い。
●60歳以上の労働者の労働災害のうち転倒災害が最も多い。

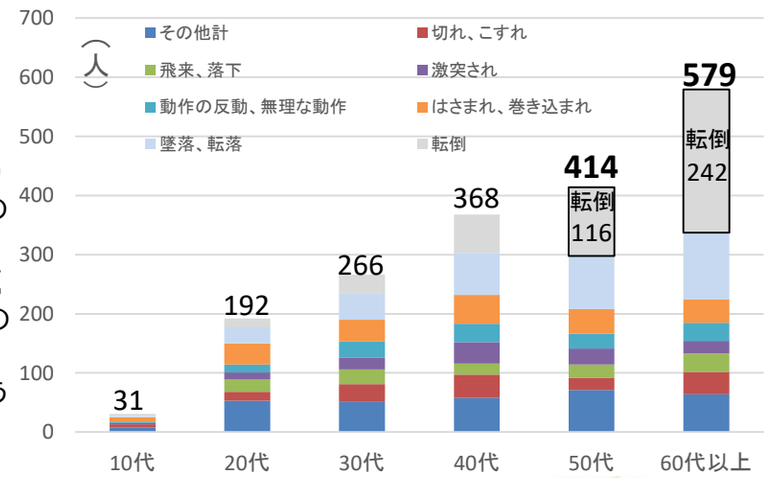

高年齢労働者に対する労働災害防止対策が必要

労働災害防止対策の例
●照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
●勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

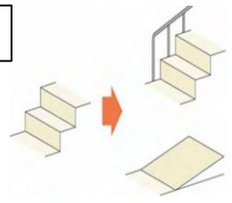

階段に手すり、通路の段差を解消

通路を含め作業場所の照度を確保